

旅行業者営業保証金の取り戻し手続きについて

1. 旅行業者営業保証取り戻しに関する官報公告

営業保証金の取り戻しは、必要事項を官報で公告し、6ヶ月以上の期間を経過した後でなければなりません。官報販売所に依頼し「旅行業者営業保証金取戻公告」を官報に掲載してください。

- 名称、所在地等は、登録簿（控）及び法人登記簿謄本（個人の場合は住民票）により正確に記入してください。（登録抹消年月日は、登録抹消通知を必ず確認してください）

掲載内容に誤りがあった場合には、訂正公告又は再公告が必要となります。十分ご注意ください。

- 法人解散等により廃業した場合は、解散の日付等により掲載者の氏名等が変わるので十分注意してください。

- **令和7年4月1日に「官報の発行に関する法律」が施行されることにより、従来、紙の印刷物として発行されてきた官報は電子的に発行されることとなります。**

掲載場所：内閣府のウェブサイト（<https://www.kanpo.go.jp>（2025年4月1日開設））

※発行から原則90日間は当サイトから官報をダウンロードすることが可能です。また、手数料を官報販売所に支払うことで、書面を受取ることも可能です。

2. 官報掲載及びその後の手続

	事 項	手続（申請）機関	説 明
①	旅行業者営業保証金取戻公告（官報掲載）	官報販売所 (TEL092-761-1151)	・令和7年4月1日から官報の発行はウェブサイトに掲載されることをもって発行されることとなります。
②	取戻公告官報掲載済の届出（郵送可）	福岡県商工部 観光局観光政策課 (TEL092-643-3419)	＜提出書類＞ ・「営業保証金取戻公告済届出書」 ・「官報掲載紙」 （※ウェブサイトからダウンロードしたもの、もしくは書面） ※官報掲載後、速やかに提出してください



官報掲載日から6ヶ月経過（6ヶ月＋1日）後
（例）官報掲載日1月1日 → 7月2日

③	証明書交付申請書の提出	福岡県商工部 観光局観光政策課	＜提出書類＞ ・「営業保証金取り戻しに関する証明書交付願い」 ・官報掲載紙 （※ウェブサイトからダウンロードしたもの、もしくは書面） ・供託書の写し （注）廃業日以降、登記内容に変更が生じた場合には事実が確認できる登記簿謄本を添付してください。
④	証明書の交付（後日、郵送します。）		公告期間内に債権を有する旅行者から権利の申し出がない場合は証明書を交付します。
④	払渡請求	福岡法務局 (TEL092-721-4570)	必要書類は概ね以下のとおりです。詳しくは、供託先の法務局に確認の上、用意してください。 ・福岡県交付の「証明書」 ・供託書原本 ・実印 ・登記簿謄本（法人） ・印鑑証明書

※ 官報販売所の所在地

福岡市中央区天神4丁目5-17チサンマンション第2天神1階

TEL092-761-1151（月～金曜日9時～17時30分）

上記の他、北九州市役所内の官報販売所（TEL093-582-4124）でも取り扱っています。